

「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度」、 「家賃債務保証制度」

民間賃貸住宅において高齢者の入居が敬遠されている実態などをふまえ、高齢者が安心・円滑に入居できる仕組み及び高齢者入居に係る貸主の不安を解消する制度の構築を図るため、国において、2001年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を施行し、同年から高齢者の入居を敬遠しない『住宅の登録・閲覧制度』や『家賃の債務保証制度』を実施しています。

事業内容

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度

■高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を、貸主に登録していただく制度です。

賃貸住宅の貸主に、高齢者の方が安心・円滑に入居できる（高齢者の方の入居を拒まない）賃貸住宅『高齢者円滑入居賃貸住宅』を登録していただく制度です。

（登録先：都道府県知事または各都道府県の指定登録機関）

■住宅をお探しの高齢者の方に、この制度を利用した賃貸住宅の情報を提供します。

登録情報は、都道府県の窓口およびホームページ、市町村の窓口、高齢者居住支援センター（高齢者住宅財団）のホームページなどで見ることが出来ます。

家賃債務保証制度

■60歳以上の方を対象とし、家賃の支払債務を高齢者居住支援センターが保証する制度です。

①制度を利用できる賃貸住宅

高齢者円滑入居賃貸住宅の貸主が、高齢者居住支援センター（高齢者住宅財団）と基本約定を締結した賃貸住宅について利用できます。家賃債務保証利用可能賃貸住宅は、高齢者居住支援センターのホームページで見ることが出来ます。

なお連帯保証人の有無にかかわらず、この制度を利用できます。

②保証の対象

滞納家賃（共益費及び管理費を含む）。

③保証限度額

月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証します。

④保証料

入居者は、月額家賃の35%（保証期間2年の場合）に相当する額を、保証料としてお支払いいただきます。

登録・閲覧場所

大阪府 建築都市部 住宅まちづくり政策課
(06-6941-0351 内3034、3037)

※各市町村の窓口は、各市町村の住宅関係部局
にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

高齢者居住支援センター（財団法人高齢者住宅財団）または大阪府 建築都市部 住宅まちづくり政策課 まで

高齢者居住支援センター

（財団法人高齢者住宅財団）

フリーダイヤル:0120-602-708

URL:<http://www.koujuuzai.or.jp/>

大阪まちづくりプラットホームに
詳細な内容載せています。

<http://www.matizukuri.jp/>